

## 妊娠・出産・子育てトータルケア事業の改善・拡充に向けた考え方について

平成27年10月から開始した標題事業については、国や東京都の補助制度の活用を図りながら、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援を図るため、必要な事業の拡充を図ってきたところである。

この度、事業対象世帯から得られたアンケート調査の結果などを踏まえ、令和4年度以降の事業改善・拡充の考え方を取りまとめたので報告する。

### 1 産後ケア事業にかかる改善

#### (1) 産後ケアカード発行方法

現在、産後ケアカードは、妊産期相談支援面接（以下「面接」という。）時に支援が必要と認められる方に発行しているが、面接後、状況が変化した場合、再度、面接を実施し、発行している。今後は、全ての妊産婦が支援を必要とする存在であるとの観点に立ち、初回の面接時に全ての方に産後ケアカードを発行し、必要となった際、早期に産後ケア事業を利用できるよう改善する。

#### (2) 産後ケア事業の利用回数

産後ケア事業のショートステイ・デイケア・アウトリーチの各サービスの中で、利用者自身のニーズに沿ったものを選択しやすくなるよう、サービスによっては一定の限度を設けるものの、産後ケア事業全体で利用限度回数を設定するよう改善する。

### 2 産前・産後を対象とした講座等の改善・拡充

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う参加定員の抑制などの影響により、申込みが定員を超える状況にある事業を中心に、感染状況に配慮しつつ、実施回数、参加定員の拡大を図るとともに、参加機会確保の観点から、オンラインによる開催や動画配信を開始する。

また、経産婦を対象としたサポート事業を新たに実施する。

### 3 人材育成事業の拡充

産後家事・育児支援事業については、利用実績が着実に伸びており、担い手となる人材の育成が急がれるため、家事育児支援サポーター養成講座受講費用助成対象規模を拡充する。